

「第3回 成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる 検討の場」

～パブリックコメントについて～

平成23年10月20日

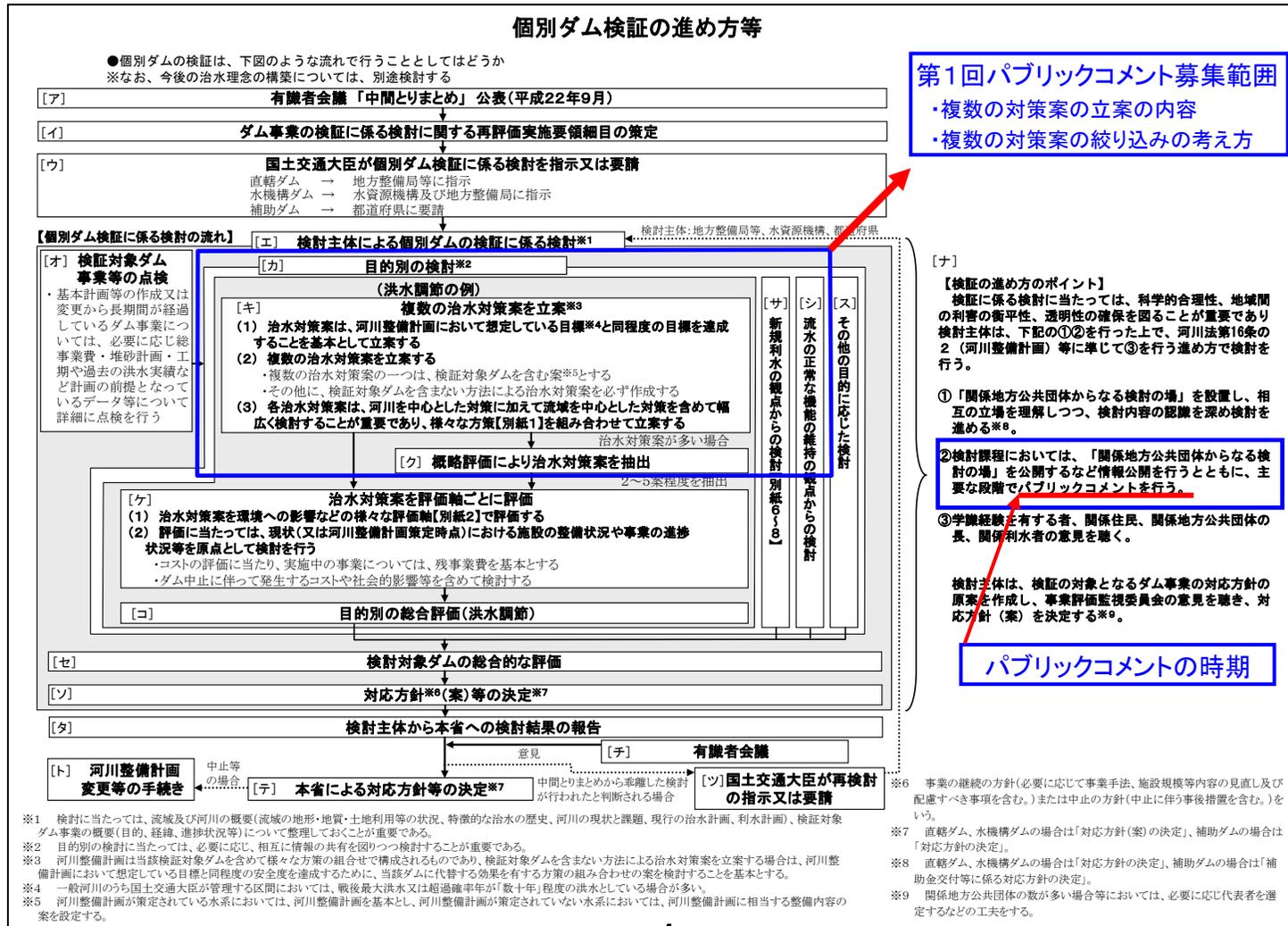
国土交通省 東北地方整備局

# 第1回パブリックコメント(案)

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目 第3 再評価の実施1(2)②に基づき実施。

②検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行い、広く意見を募集する。

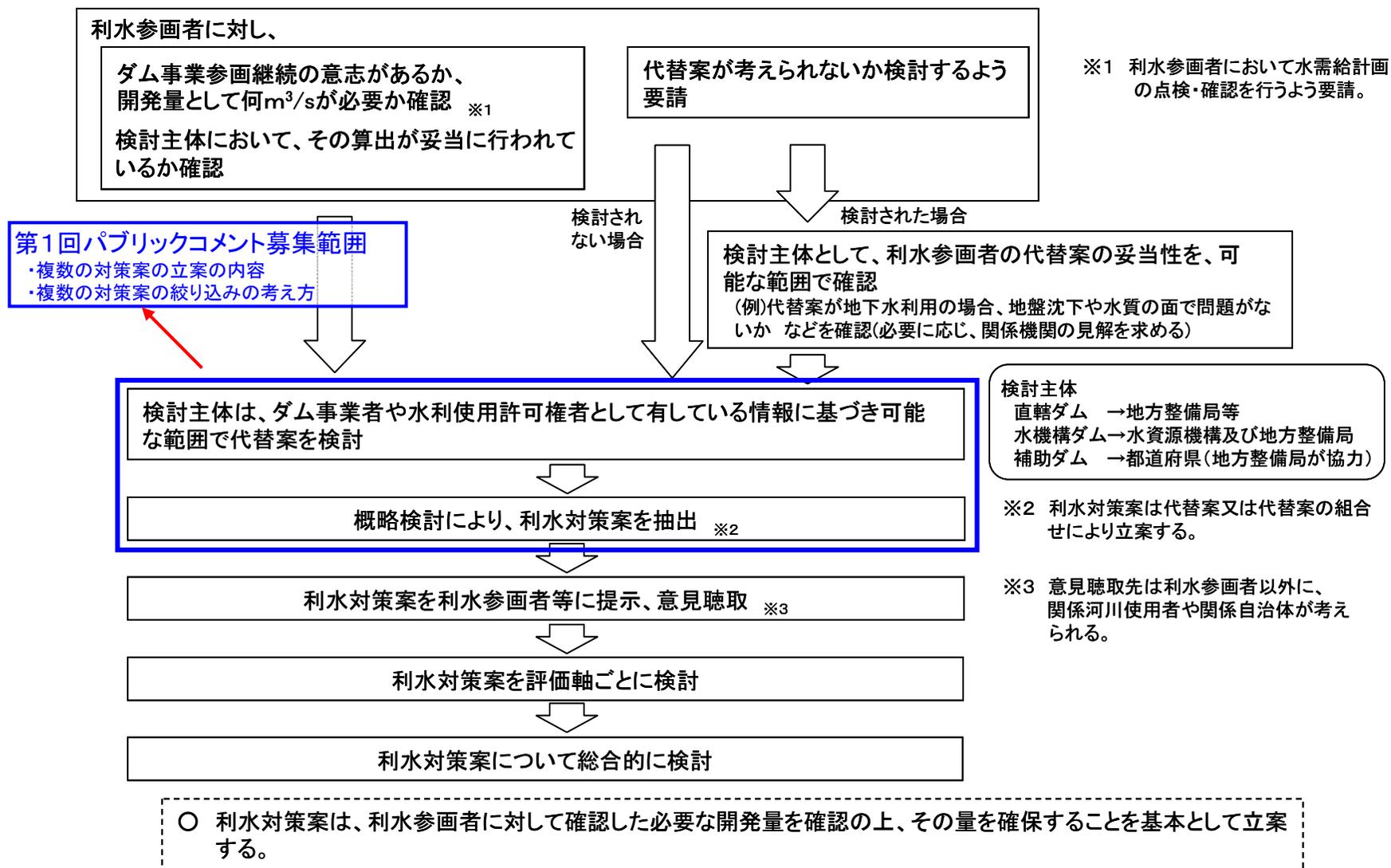
## 第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 参考資料-4



# 第1回パブリックコメント(案)

第12回今後の治水対策のあり方に関する有識者会議 参考資料4 別紙6

## 個別ダムにおける検証における新規利水の観点からの検討



# 第1回パブリックコメント(案)

## 意見募集要項(案)

### 成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案と概略評価について～

平成23年10月22日

国土交通省東北地方整備局は、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、成瀬ダム建設事業の検証に係る検討を進めております。このたび、10月20日に「第3回成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「第3回検討の場」という。)を開催し、治水、利水、流水の正常な機能の維持の複数の対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出し、提示させていただきました。

つきましては、今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領のとおり、広く皆様からご意見を募集いたします。

#### 【意見募集要領】

#### 1. 意見募集対象

第3回検討の場では、雄物川の流域の特性に配慮して、治水、利水、流水の正常な機能の維持について複数の対策案を立案し、概略評価により対策案を抽出しました。

このことに関し、次の1)、2)についてご意見を募集します。

- 1) 今回立案した複数の治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案以外の具体的対策案の提案
- 2) 今回行った複数の治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見

《参考資料》

【資料-1】複数の治水対策案の立案と概略評価について(第3回検討の場:資料-3)

【資料-2】複数の利水等対策案の立案と概略評価について(第3回検討の場:資料-4)

※ 上記資料については、「6. 閲覧又は資料の入手の方法」により閲覧又は入手が可能です。

#### 2. 募集期間

平成23年10月22日(土)～平成23年11月21日(月)(21日17:00必着)

#### 3. 意見の提出方法

ご意見は、①郵送、②FAX、③電子メール、④回収箱への投函のいずれかの方法で、下記「4. 提出先」までご提出ください。ご意見につきましては、別途意見提出様式により、下記①～⑦をご記載ください。

- ① 氏名(企業、団体としての意見提出の場合は、企業、団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名)
- ② 住所
- ③ 電話番号又はメールアドレス
- ④ 職業(企業、団体の場合は不要)
- ⑤ 年齢(企業、団体の場合は不要)
- ⑥ 性別(企業、団体の場合は不要)
- ⑦ ご意見  
ご意見は、上記1. 意見募集対象1)、2)の別に記載してください。  
※ 頂いたご意見に関しての個人情報は、目的以外では使用いたしません。

#### 4. 提出先

1) 東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 開発調査課 宛

- ① 郵送の場合:〒012-0862 秋田県湯沢市関口字上寺沢 64-2
- ② FAXの場合:0183-72-9722
- ③ 電子メールの場合:yuzawa@thr.mlit.go.jp  
(件名に「成瀬ダム建設事業の検証に関する意見」と明記してください)
- ④ 回収箱への投函の場合

下記「6. 閲覧又は資料の入手の方法②資料の閲覧場所」に設置している回収箱へ投函してください。

#### 5. 注意事項

- ① ご意見は別紙の意見提出様式に200文字以内で記載してください。一つのご意見が200文字を超える場合は、別途自由様式に記載していただきますようお願いいたします。
- ② ご意見は日本語で提出ください。
- ③ ご記入いただきました個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱います。また、いただいたご意見とともに、属性(職業、年齢、性別)、住所のうち都道府県名と市区町村名を公表する場合があります。
- ④ 電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ 皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨ご了承ください。
- ⑥ 期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたものと及び下記に該当する内容については無効といたします。
  - ・個人や特定の企業、団体を誹謗中傷するような内容
  - ・個人や特定の企業、団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
  - ・個人や特定の企業、団体の著作権を侵害するような内容
  - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
  - ・営業活動等営利を目的とした内容

# 第1回パブリックコメント(案)

## 意見募集要項(案)

### 6. 閲覧又は資料の入手の方法

#### ① インターネットによる閲覧

国土交通省東北地方整備局 湯沢河川国道事務所 ホームページ  
([http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06\\_dam/dam\\_kentou/iken.htm](http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/iken.htm))

#### ②資料の閲覧場所

○国土交通省 東北地方整備局

・秋田河川国道事務所、茨島出張所

・湯沢河川国道事務所、十文字出張所、大曲出張所

○秋田市役所

(建設部道路建設課、北部、西部、河辺、雄和各市民サービスセンターの市民窓口)

○横手市役所

(建設部建設監理課、横手、増田、平鹿、雄物川、大森、十文字、山内、大雄各地域局の産業建設課)

○湯沢市役所

(建設部建設課、稲川、雄勝、皆瀬各総合支所の地域振興班)

○大仙市役所

(建設部道路河川課、神岡、西仙北、中仙、協和、南外、仙北、太田各支所の農林建設課)

○羽後町役場 (建設課)

○東成瀬村役場 (成瀬ダム課)

### 7. 参考

平成22年1月より東北地方整備局が設置した「成瀬ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催状況につきましては、以下のアドレスからご参照ください。

<東北地方整備局>

[http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06\\_dam/dam\\_kentou/index.htm](http://www.thr.mlit.go.jp/yuzawa/06_dam/dam_kentou/index.htm)

<問い合わせ先>

国土交通省東北地方整備局河川部 代表Tel 022-225-2171

水災害予報企画官 岩崎 等 (内線 3521)

## 意見提出様式(案)

【意見提出様式】

### 成瀬ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案と概略評価について～

|  |                                |     |  |     |  |
|--|--------------------------------|-----|--|-----|--|
| ①氏名 (フリガナ)   |                                |     |  |     |  |
| ②住所  |                                | 〒   |  |     |  |
| ③電話番号又はメールアドレス   |                                |     |  |     |  |
| ④職業  |                                | ⑤年齢 |  | ⑥性別 |  |
| ⑦ご意見 (下記の項目毎に200文字以内で記載してください。なおご意見が長文の場合は、別途自由様式で記載してください。その場合は、下記枠内に要旨を200字以内で記載してください。) |                                |     |  |     |  |
| 治水   | 1)今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案の提案     |     |  |     |  |
|  | 2)今回行った複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見 |     |  |     |  |
| 新規利水   | 1)今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案の提案     |     |  |     |  |
|  | 2)今回行った複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見 |     |  |     |  |
| 流水の正常な機能の維持  | 1)今回立案した複数の対策案以外の具体的対策案の提案     |     |  |     |  |
|  | 2)今回行った複数の対策案に係る概略評価及び抽出に対する意見 |     |  |     |  |